

# 共済組合の制度が変わりました！

令和4年10月から社会保険（健康保険・厚生年金）の適用対象が拡大されることに合わせ、公立学校共済組合制度の適用範囲が拡大されます。社会保険の適用要件を満たしていた職員は、短期給付や福祉事業のみ適用される共済組合の「短期組合員」となり、年金は1号厚生年金（一般）に加入することになりました。

## 〈短期組合員となる職員〉

「短期組合員」は下記の任用形態で勤務している職員が対象です。

- 臨時的任用職員
- 任期付短時間職員（週20時間以上）
- 再任用短時間勤務職員（週20時間以上）
- 会計年度任用職員（雇用期間12月までのフルタイム）
- 会計年度任用職員（週20時間以上パートタイム）

※2ヶ月以内の期間を定めて使用される者であって、定めた期間を超えて使用されることが見込まれない場合は対象外  
※臨時的任用職員については、年金制度の実態に合わせ、長期給付（共済年金）が1号厚生年金（一般）の適用に変更

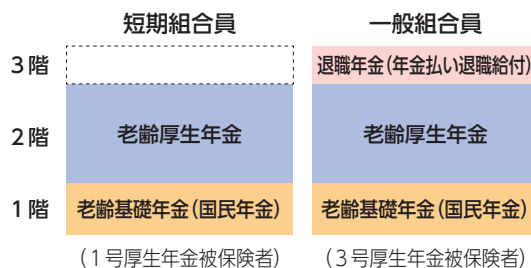
## ◆社会保険制度の新旧比較

①…健康保険 ②…年金

任用形態	改正前	新制度
臨時的任用職員	① 共済組合 ② 共済組合 (3号厚生年金)	① 共済組合 ② 一般厚生年金 (1号厚生年金)
短時間勤務職員等 (再任用短時間勤務職員、 非常勤職員等)	① 協会けんぽ ② 一般厚生年金 (1号厚生年金)	① 共済組合 ② 一般厚生年金 (1号厚生年金)

## Point

短期組合員は、1号厚生年金被保険者となり、退職年金(3階部分)は適用されません。



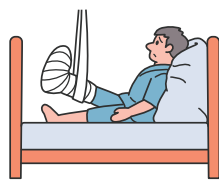
## Check !

「短期組合員」は、下記のような福祉事業や短期給付が適用されるよ！  
毎月の掛金も変更になるので、チェックしてみてね。



## 福祉事業

- ・ 宿泊施設利用補助
  - ・ 被扶養配偶者がん検診助成
  - ・ 身体障害者補装具購入費等補助
  - ・ インフルエンザ予防接種助成
  - ・ 教職員メンタルヘルス相談
- などが受けられます。



## 短期給付

短期給付事業は、民間の健康保険に代わる制度として設けられたものですが、その中には健康保険制度にはない共済組合が独自に行う附加給付や、災害給付があります。



## 掛金率の変更

掛金が以下の通り変更になります。  
(令和4年10月から)

[協会けんぽ] 健康保険料 5.065% 介護保険料 0.82%	➡	[公立共済] 短期掛金 4.801% 介護掛金 0.882%
--	---	--

## 注意してね！

社会保険は今後も適用拡大していくんだって。被扶養者が社会保険に加入するときは、所得が限度額<sup>(※)</sup>を超えていなくても、被扶養者認定の取消の手続きが必要だよ！  
※年額130万円かつ月額10万8,334円（公的年金受給者は年額180万円かつ月額15万円）



## 〈任意継続組合員制度〉

組合員資格は退職日の翌日に喪失しますが、一定の条件のもとで、退職後も継続して2年間を限度とし、医療給付等の短期給付と福祉事業それぞれについて一部の適用を受けることができる健康保険制度です。

加入するかは任意です。加入後に自己都合により脱退を申し出ることができ、掛金を納めている場合は未経過月分を還付します。加入しない場合は、国民健康保険等何らかの健康保険制度に加入することになります。

### ●加入資格

- ・退職日の前日まで引き続き1年以上（1年と1日）組合員であったこと
- ・退職日から起算して20日以内に加入申出をし、掛金を払い込むこと

■注意1 任意継続組合員の資格を喪失されますと、新たに資格取得の条件を満たさないと、任意継続組合員にはなりません。

再就職し組合員になると任意継続の資格を喪失します。



(注意) 資格喪失後は、また新たに資格取得の条件を満たさない限り、任意継続組合員になることはできません。

### ■注意2 任意継続組合員について

R4.10.1に「協会けんぽ」から「短期組合員」となった方は、組合員資格取得日が10/1となりますが、任意継続組合員になるための要件「退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であったこと」の組合員期間において、R4.10.1に引き続く協会けんぽの被保険者だった期間を組合員期間とみなす経過措置が設けられました。

### ●加入申出期限（令和4年度末退職の方）

- 第Ⅰ期 令和5年2月15日…再就職されない方、再任用（週23時間15分未満）を希望されている方
- 第Ⅱ期 令和5年3月10日…健康保険制度のある再就職・再任用（フルタイム又は週23時間15分以上）を希望されている方

■注意 任意継続組合員の加入申出をされても、再任用（週23時間15分以上）や再就職（健康保険制度有）が決定、又はご家族の被扶養者になることができれば、加入申出を取り消すことができます。その場合は掛金を納入する必要はありません。

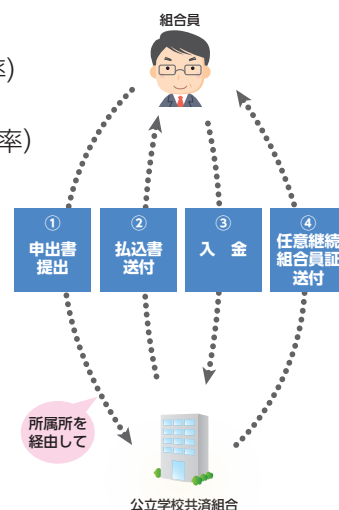
### ●被扶養者に関する手続

現職中から被扶養者に認定されている場合は、本人の任意継続加入に伴い、手続きなしで任意継続被扶養者証が交付されます。ただし、被扶養者が就職等で認定要件を欠く場合は、認定取消しの手続きをしていただく必要があります。

### ●1か月の掛金（前納の場合、割引があります。）

- (1) 短期任意継続掛金 標準報酬月額<sup>\*1</sup>×93.2/1,000<sup>\*2</sup>（令和4年度の率）  
例：410,000×93.2/1,000=38,212円
- (2) 介護任意継続掛金<sup>\*3</sup> 標準報酬月額<sup>\*1</sup>×17.64/1,000<sup>\*2</sup>（令和4年度の率）  
例：410,000×17.64/1,000=7,232円

- ※1 下記①、②のうち、いずれか低い額
  - ①退職月の標準報酬月額
  - ②公立学校共済組合の全組合員の令和4年9月30日における平均標準報酬月額（令和4年度は410,000円<sup>\*2</sup>）
- ※2 令和5年度短期任意継続掛金率、介護任意継続掛金率、平均標準報酬月額については、2月中旬に所属所へ通知します
- ※3 40歳以上65歳未満の方のみ対象となります



★ 当支部ホームページに「生涯生活設計講座」での説明動画を掲載していますので、ご覧ください。



兵庫支部HP